

兵庫県公報

令和3年12月3日 金曜日 第4号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う家きん等の移動制限及び搬出制限の一部解除 (畜産課)	1

告 示

兵庫県告示第1254号の2

令和3年兵庫県告示第1194号の3（高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う家きん等の移動制限及び搬出制限）の内容を次のとおり変更する。

令和3年12月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 移動を制限する家畜の種類
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体
- 2 移動を制限する物品
病原体を広げるおそれのある物品
- 3 移動を制限する区域
発生農場から半径3キロメートル以内の下記区域
【姫路市】飾東町大釜、飾東町大釜新、飾東町唐端新、飾東町北野、飾東町北山、飾東町清住、飾東町佐良和、飾東町塩崎、飾東町志吹、飾東町庄、飾東町豊国、飾東町八重畑、飾東町山崎、飾東町夕陽ヶ丘、花田町加納原田、花田町上原田、別所町佐土新、別所町別所、御国野町国分寺、御国野町深志野【加古川市】志方町西牧、志方町山中、志方町原【高砂市】阿弥陀町阿弥陀
- 4 移動を制限する期間
令和3年12月3日から当分の間